

日本核燃料開発株式会社 NFD ホットラボ施設 保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2111222 号
令和 3 年 1 月 2 2 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 8 月 20 日付け NFD 発第 3316 号（令和 3 年 10 月 28 日付け NFD 発第 3328 号をもって一部補正）をもって、日本核燃料開発株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された日本核燃料開発株式会社 NFD ホットラボ施設の保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 6 月 24 日付け原規規発第 2106242 号で許可した内容（以下「変更許可」という。）の保安規定への反映のため、以下の変更を行う。

- ① 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下単に「1F 燃料デブリ」という。）の使用及び貯蔵に伴う関連規定の変更
- ② 管理区域である廃棄物保管場の一部を機器保管場に変更することに伴う関連規定の変更

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める使用施設等の操作等が、核燃料物質の使用又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１. 使用規則第２条の１２第１項第５号（使用施設等の操作）

使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準は、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること等を求めている。

規制庁は、返却する１Ｆ燃料デブリと他の核燃料物質との混在を防止するため、１Ｆ燃料デブリと分析用の標準試料を除く他の核燃料物質とを同一の設備内で同時に使用させないように管理することを使用前に確認すべき取扱いに必要な事項として定めていることを確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準を満足していると判断した。

２. 使用規則第２条の１２第１項第６号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）

使用規則第２条の１２第１項第６号に関する審査基準は、管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること等を求めている。

規制庁は、管理区域である廃棄物保管場の一部を機器保管場に変更することに伴い、管理区域を示す図に反映するものであることを確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第６号に関する審査基準を満足していると判断した。

３. 使用規則第２条の１２第１項第１０号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第２条の１２第１項第１０号に関する審査基準は、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第１０号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 1F 燃料デブリの年間予定使用量を変更許可のとおりに変更し、1F 燃料デブリが最大存在量を超えないように管理することを貯蔵の条件として定めていること。
- ② 核燃料物質等の最大収納量を変更許可のとおりに変更し、1F 燃料デブリを含む核燃料物質等が各貯蔵設備の最大収納量を超えないよう管理することを貯蔵の条件として定めていること。